

えせ同和行為対応の手引

平成 1 9 年 4 月
法務省人権擁護局

【同和問題とは】

我が国社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態におかれることを強いられてきました。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、その他、日常生活の上でいろいろな差別を受けることがあります。これが、「同和問題」と言われるもので、「部落問題」、「部落差別問題」などとも言われ、我が国固有の人権問題です。

【えせ同和行為とは】

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為であり、国民に誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

その場しのぎの安易な妥協や恐怖心などから不当な要求に応じる例も見受けられ、えせ同和行為の横行を許す背景ともなっています。

御承知のように、同和問題は国民の基本的な人権に係る最も重要な課題のひとつであり、人権擁護機関をはじめ多くの人々が、その解決のため、長い間様々な啓発活動を行っています。ところが、えせ同和行為は「不当な要求を受ける人々の人権を侵害」しているのみでなく、「国民の間に、同和問題に対する誤った意識を植えつけ、新たな差別意識を生む大きな要因」となっており、多くの人々が積み重ねてきた啓発活動の効果を一挙に覆すものであり、部落差別解消への道に逆行する行為といえるものです。

【排除の対象・目的は】

えせ同和行為排除の対象となるのは、当該の「行為そのもの」です。団体ではありません。

また、えせ同和行為をする者がどのような団体に所属するかも問いません。同和問題を口実にこのような行為をする者は、もはや、「同和問題の解決」を語る資格はありません。

不当な要求に対しては、き然とした態度で臨み、つけ入るすきを与えないことが肝要です。

えせ同和行為排除の目的は、当該行為の排除そのものと同時に、新たな差別意識の発生を防止し、同和問題を解決するところにあります。

真に差別のない平和で住みよい社会の実現のため、国民一人ひとりが責任と勇気を持ってえせ同和行為の排除のために取り組むことが必要です。

【えせ同和行為の態様について】

具体的な要求としては、機関紙・図書等の購入の強要、寄附金・賛助金の強要、下請への参加強要、融資の強要等様々な形態があります。全国の6000事業所を対象として、平成15年中に、えせ同和行為による何らかの要求を受けたかについてアンケート調査を行ったところ、回答した2295事業所のうち23.6%に当たる542事業所が「受けた」としています。要求の種類として最も多いのは「機関紙・図書等物品購入の強要」で、要求の手口としては「執ように電話をかけてくる」との回答が回答事業所の半数以上を占めています。

法務局では、えせ同和行為に関するご相談にいつでも応じております。

えせ同和行為対応の手引

基本的注意事項

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにある。応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和問題の名目で行われても結論は同じである。

2 こわいもの意識を捨てること

同和の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってはや同和問題を論じる資格はないというべきであり、その者の要求行為はえせ同和行為そのものである。

3 初期の対応

最初から一貫して、毅然とした態度で対応する。
最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となる。
例えば、えせ同和行為者は、刑事事件とならないように金銭の要求を具体的には言わず、「誠意をみせる」、「善処しろ」等と攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずないといってよい。また、仮に暴力的言動があれば、かえって警察の要請、通報など法的手続きが取り易くなる。

6 同和問題への取組を非難された場合

同和問題への取組や同和研修の在り方を口実に不当な要求を受けたときは、相手方に対して、「法務局に申し出て、それが人権侵犯になるかどうか、また、今後どうすべきかについては、法務局の処理に委ねたい」と伝える。その後速やかに法務局に申し出るなどして体勢を整える。

7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続によるべきである。

言いがかりの内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の言いがかりを認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。

事務上の過誤等の処理は、別個に正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求に対しては、断固として拒否すべきである。

8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。支店等で不当な要求を受けた場合は、支店長が個人的に又は支店限りで、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な又は支店限りの対応の不備等を口実にして本店に対して、より大きな要求をしていくことが多いので、本店に報告したり本店に指示を求めるなどして、組織全体として対応すべきである。

9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合に、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡をとり、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じて、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このような手口にだまされることなく、法務局に相談する。

10 民事上の法的手続

(1) 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、およそ次のような事項を記載する。

相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪などを構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。

弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所あてにされたいこと。

違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。さらに違法行為が続く場合には、再度、調子を強めた内容証明郵便を送るか、又はその他の手続をとる。

(2) 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申請を裁判所に対して行う。

仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果がある。

(3) 債務不存在確認の訴えの提起

些細な誤りにつけこみ損害賠償請求を求めてくる場合には、相手に対して正規の手續に従い裁判上請求するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身辺の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

(1) 警察本部（刑事部暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡を取り、対応等について助言を受ける。（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。

(2) 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。

12 弁護士への依頼

- (1) 日本弁護士連合会は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。
- (2) えせ同和行為者は、かなり知能犯的な色彩を持っている場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。

13 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受けており、必要に応じて、警察、弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和を口実に、不当な要求を受けたときは、法務局等に相談する（連絡先については後掲連絡先一覧表のとおり）。

具体的対応の要点

- 1 面談する場所は、当方の管理が及ぶ範囲内（例えば、自社応接室等）とする。
呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。
- 2 対応は、担当者が行い、幹部を出さない。
- 3 対応は、必ず2名以上で行う。
場合により、弁護士に交渉を委ね、弁護士を立ち合わせ、又は弁護士、警察官に待機してもらう。
- 4 相手方を確認する。
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実の確認をする。
- 5 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。
相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため」という。
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録しておく。
- 6 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
- 7 言動には特に注意する。
 - (1) おびえず、あわてず、ゆっくりと対応し、無礼な態度を見せないよう注意する。
相手方の挑発にのってはならない。まして、相手方を挑発してはならない。
 - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当社としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話しても結論は変わりません。どうぞお引き取りください」等と明確に答え、「検討する」とか「考えてみる」等相手方に期待を抱かせる発言をしてはいけない。
 - (3) 当初の段階で「申し訳ありません」「すみません」等と当方の非を認める発言をしてはいけない。
 - (4) 相手方が念を押したときは、「はい」、「いいえ」で答えず、当方の主張を繰り返す。
 - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
- 8 相手方の要求に即答、約束をしない。
「一筆書け」といわれても書く必要はないし、書いてはならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。
- 9 特別の事情がない限り、当方から相手方に電話をしない。

えせ同和行為に関する対応事例集

1 同和を名乗る者から、図書、機関紙、あるいは物品等の購入方の申入れを受けたが購入すべきか。

* 購入するかしないかは、あなたの自由です。

購入意思がなければ、まず、あなたの方ではっきり「購入する意思はない。」と断ってください。

「予算がない。」等の断り方は望ましくありません。

回答例

「購入の意思はないのでお断りする。」と答える。

2 断っても電話で執拗に購入について要求してきたときは、どうすればよいか。

* 「購入する意思はない。」とはっきり断っているわけですから、無視してもかまいません（売買契約の締結を断っている者に対し、再度の勧誘は禁止されています（「特定商取引に関する法律」第17条）。

しかし、あまりにも執拗に購入を迫られ限界と感じたら、「これ以上要求するのであれば、法務局や警察に相談する」旨回答してください。

回答例

「前にもお断りしたとおり、購入する意思は一切ない。」

「これ以上要求するのであれば、法務局等へ相談する。」と答える。

3 相手方が、「同和問題に関する図書を持っていない。」「社員に対する同和教育がなっていない。」等、「同和に対する差別である。」と、「差別」を口実にして言いがかりをつけてきた場合はどうすればよいか。

* 相手方は、最初はソフトに「同和問題解決のため」この図書を購入されたいと勧誘してくるが、こちらに購入の気持ちがないと分かると上記の発言がなされる場合が多数あります。この場合、公的機関である「法務局」に指導を受ける旨回答して差し支えありません。

回答例

「法務局から同和問題に関する研修を受ける予定である。」「法務局から同和問題に関するリーフレットが送付されてきた。」

「研修についても法務局に相談する。」と答える。

4 「同和関係図書を送るから見てくれ」と言ったので、はっきりと断ったが、それでも送ってきた。どう対応したらよいか。

* 購入意思がなければ開封する前に、当方の宛名書き部分に「受領拒否」と明記し、押印して返送してください。

万が一受領したとしても開封はしないで、着払いで返送してください。（もし、開封して図書が傷んだ場合トラブルの原因となる場合があります。）（参考文例1）

返送しても相手方が受領拒否（多くの場合、郵便物の受領拒否）をした場合は、再度、内容証明郵便で、再度引取りに来る期日を定め、当方は保管責任を負わない旨を通知してください（参考文例2）

5 相手方が、同和関係図書等を持ってきたので、断ったが、それでも「しばらく預かってくれ」と言って置いていった。どう対応すべきか。

* 着払いで返送してください（参考文例1）。

6 返送する旨伝えたとこ、「送ると図書が傷むので、取りに行くから置いておけ」と言われた場合にはどうすればよいか。****

* 14 日間保管し(送付日時、部数を記録し、担当者を決めて保管してください。)、その間に、受け取った者が購入の承諾をせず、かつ送付者が引き取らない場合は、送付者の返還請求権がなくなり、受け取った者はその図書を処分することができます。

また、購読拒否の明確な意思表示(引取り方要求)を通知した場合は、7 日間で送付者の返還請求権がなくなり処分できます(「特定商取引に関する法律」第 59 条)。

但し、そのまま放置しておくとして送付されたり、「なぜ返さない」等と言いがかりをつけられる原因となりますので、明確な購読拒否と引取りを要求しておくことが適切です。

文書によって購読拒否をする場合は、要件のみを簡潔に書き、内容証明郵便か配達証明郵便で通知してください。

期日経過後、言いがかりをつけてきた場合は、刑法犯に該当する場合がありますので、そのときは直ちに最寄りの警察に連絡してください。あるいは、弁護士に立会いをお願いするのも一方法です。

なお、相手方との問答は、テープに録音することが望ましいですが、それができないときは、必ずメモを取って保管しておいてください。

(注) 受け取った者が事業者である場合には適用されない場合がありますので、詳しくは弁護士や消費者相談窓口などにお問い合わせください。

参考文例 1

通 知 書

本年 月 日貴社(殿)から当方宛に図書の送付がありました。この件に関しましては、さきに貴社(殿)から購入方依頼がなされた際にはっきりとお断りしたとおり、当方においては、これを購入する意思はありません。

また、今後も購入する意思はありませんので、送付しないでください。

平成 年 月 日

住所
氏名

印

住所

殿

参考文例 2

通 知 書

先に、貴社(殿)から当方宛に物品の送付があり、当方はこれを購入する意思がないことを理由に、本年 月 日現品を貴社(殿)に返送しましたところ、本日貴社(殿)の受取拒否により再度当方へ戻って参りました。

しかしながら、当方においてはこれを購入する意思は全くありません。

よって、下記のとおり通知いたします。

記

- 1 現品は、平成 年 月 日までに必ずお引き取り願います。
- 2 現品について、当方は、保管責任を負いません。

平成 年 月 日

住所
氏名

印

住所

殿

7 執拗に要求してくるので、法務局から何とか断ってくれないか。

- * 断るのまで法務局は肩代わりできません。えせ同和行為を受けているのはあなたですから、あなたの方できっぱりと断わってください。脅迫を受けているのであれば、最寄りの警察に相談してください。そうしないと警察も動くことはできないからです。

断り方については、2の回答例のとおりです。

8 不本意ながら、「買います」と言った場合は、どうすればよいか。

- * 本来、訪問販売や電話勧誘販売を行う事業者は、申込みや契約の内容を記載した書面を消費者に交付しなければなりません（「特定商取引に関する法律」第4条、第5条、第18条、第19条）が、相手方は「口約束でも契約だ」と主張して支払を要求する場合があります。

相手方の要求に屈し、「買います」と不本意にってしまった場合、又は「買う」と約束したが、撤回したい場合は、「クーリング・オフ」という制度によって契約の撤回ができます。

この契約の撤回は、書面により行うこととされていますので、次の事項を明記（書面によりコピーを保管する。）して、簡易書留か内容証明郵便で郵送することにより契約の撤回をすることができます（参考文例3）。

契約（約束）をした日付

相手の住所・氏名（団体名）

図書名と金額

あなたの住所・氏名・電話番号

「図書購入の契約（約束）を解除します。」

（注1） このクーリング・オフは、申込内容又は契約内容を明示した書面の交付を受けてから8日以内にする必要がありますが、その書面の交付を受けていない場合等（電話での勧誘の場合は、書面の交付がされていない場合が多いようです。）には、いつでもクーリング・オフができることとなります（「特定商取引に関する法律」第9条（訪問販売の場合）、第24条（電話勧誘販売の場合））。

（注2） クーリング・オフ制度は、事業者が営業活動等に関連して行う取引等には適用されない場合がありますので、詳しくは弁護士や消費者相談窓口などにお問い合わせください。

参考文例 3

契 約 解 除 通 知 書

前略 当方は貴殿（団体）と次のような売買契約を締結しました。

締結の日 平成 年 月 日

売買目的物 （書籍名 ）

代 金 金 円

この度、「特定商取引に関する法律」第9条（第24条）により、貴殿（団体名）との前記図書購入の契約（約束）を解除します。

* なお、支払った代金は 銀行 支店の口座番号 に振り込んでください。

* 図書は、別便にて返送いたします。

平成 年 月 日

住所

氏名



住所

殿

9 同和を名乗る者から「工事を請け負わせろ」「仕事を回せ」と再三押しかけてくる（電話をしてくる）がどのように対応したらよいか。

* 基本的には1, 2の対応と同じです。契約するかしないかは、あなたの自由です。契約意思がなければ、あなたの方できっぱりと断ってください。「考えてみます」「検討する」等、相手方に期待を抱かせる発言は絶対にしないでください。同和の名を使用しての強要であれば「えせ同和行為」であるので、きっぱりと断ってください。

また、暴力をちらつかせるものについては、直ちに警察に連絡してください。そのような場合には、警察も出動することで法務局と話し合いができています。

回答例

「決定しているので、お断りします。」と答える。

また、「かねてからこのような場合には、法務局に相談するよう指導を受けているから、法務局に相談したところ『決定しているならば断りなさい』と指導されているので、この指導に従ってお断りする。言うことがあれば、法務局に言って欲しい。」と答える。

10 同和を名乗る者から、「金を出せ」と明らかに言わないが、「善処しろ」、「誠意を見せろ」と押しかけてくる（電話をしてくる）がどのように対応したらよいか。

* 相手方が執拗に同じ言動をとる場合は「具体的にどういうことですか」、「どうしたらよいのですか」と相手方に反問し、「誠意」の意図を確かめてください。

意図不明で言いがかりと思われる場合には、「はっきりしなければ対応のしようがない」ときっぱり断ってください。

（注） 内容が判明し不当なときは、12の例によって対応する。

11 監督官署に言いつけると言っているがどうか

* 「それは困ります」等の発言は絶対にしないでください。

監督官署を利用するとのことについては、中央に国の全省庁で構成している「えせ同和行為対策中央連絡協議会」があり、また、各法務局・地方方法務局にも同様の連絡会を作って、監督官署が横の連絡をとりながら「えせ同和行為」の排除に取り組んでいるので心配は不要です。

法務局からあらかじめ監督官署に電話しておきますので、監督官署の名前と所管課を教えてください。

12 相手方が社員等の言動に言いがかりをつけ「差別した。どうするのか。」「差別した。糾弾するぞ。」と言ってくるがどうしたらよいか。

* 法務局は、社員等の言動に差別があったとしても、それには関係なく「えせ同和行為」の排除について、全力を挙げて取り組みます。

もっともその時には、差別をなくすために別途勉強はしていただきますが、法務局の勉強は、静かに反省を求め、同和問題に対する正しい知識の習得に努めていただきます。

回答例

「そのことが差別、あるいは人権侵犯になるかどうかを、法務局に私の方から申し立て、法務局の処理に委ねたい。法務局からそのように指導を受けているので、それに従う。言うことがあれば、法務局に言ってほしい。」と答える。

13 〇月〇日××時ころ押しかけて来ると言ってきたが、どう対応すればよいか。

* あなたの方で、面会の意志がなければ、はっきりと断ってください。

断っても埒があかないときは、あらかじめ、最寄りの警察に相談して、その時刻に巡回してもらうか、あるいは緊急の場合の出動を依頼しておいてください。法務局からも警察に連絡しておきますので、脅迫等の暴力行為があれば直ちに連絡してください。

また、弁護士に依頼して立会いをしてもらうのも一方法です。

なお、話し合いの際は、相手方に分かるように堂々と録音機を据えてテープに録音しておくことがベターです。録音するということのみでも「えせ同和行為」に対する威力は十分にあります。また、必ずメモを取って保管しておいてください。

一般に「隠し録る」ことは、そのこと自体がトラブルの原因となりますので、注意してください。

えせ同和行為被害者相談窓口

(地方)法務局人権擁護部(課)

住所

☎ - -

(都道府)県警察本部刑事部暴力団対策課

住所

☎ - -

(財) (都道府)県暴力追放センター

住所

☎ - -

(都道府)県弁護士会(民事介入暴力対策委員会)

住所

☎ - -

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, contained within a dashed border.